

## 「こども家庭センター」設置及び子どもとその家庭への包括的支援に関する検討業務委託に関するプロポーザル提案書提出要請書（募集要項）

### 1 業務の概要・目的等

令和4年に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和6年4月施行）」において、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。これは、「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「こども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機関としています。

本市においては、「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「こども家庭総合支援拠点（児童福祉）」を区役所こども家庭支援課に整備しており、母子保健と児童福祉の専門職が連携・協力しながら相談支援を実施しています。しかし、子どもとその家庭が抱える困難は多様化し、ヤングケアラーへの対応など新たな課題があります。

こうした状況を踏まえて、区役所こども家庭支援課への「こども家庭センター」の設置とともに、相談分野などによる切れ目が生じない、包括的な支援を行うための相談支援体制を強化するための検討を行います。

その他、業務の詳細は、別添「業務説明資料」に記載します。

### 2 プロポーザルの手続き

#### (1) 名称

「こども家庭センター」設置及び子どもとその家庭への包括的支援に関する検討業務委託に関するプロポーザル

#### (2) 主催者

横浜市（こども青少年局こども家庭課）

#### (3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

### 3 受託者の要件

#### (1) 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

ア 横浜市契約規則第7条の規定による審査の結果、令和3・4年度の一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた下記営業種目について、2位以内に登録が認められた者であること。

- ・ 営業種目「各種調査企画」 細目「B コンサルティング」

イ 令和3・4年度の一般競争入札参加有資格者名簿には、まだ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた上記アと同様の営業種目について、順位2位以内に現に申込み中であり、契約締結日までに登録が完了する者であること。

ウ 平成28年度以降に、下記2つのうちいずれにおいても、児童福祉又は母子保健分野における調査研究業務の実績を有すること。

(ア) 国

(イ) 本市、他基礎自治体（中核市以上の人口規模）又は都道府県

エ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

(2) 欠格事項

ア 団体が、宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合。

イ 団体の代表者及び主たる構成員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者である場合。

ウ 団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者である場合。

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「9 審査委員会」に示す「こども家庭センター」設置及び子どもとその家庭への包括的支援に関する検討業務に係る評価委員会で行います。

評価のポイントは、次のとおりです。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 提案内容
- (4) 企業の取組に関すること

※ 記載の視点については、別添「提案書評価基準」に記載します。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙「プロポーザル実施スケジュール」のとおりです。

7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。
- (3) 本委託事業の終了後は、委託業務についての報告書（書式自由）を提出していただきます。
- (4) 本委託業務の全部を第三者に委任し又は請け負わせることは認めません。また、委託業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ることとします。

8 事務局

横浜市こども青少年局こども家庭課 小林、土居

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10、電 話 045-671-4740

## プロポーザル実施スケジュール

